

ドイツにおけるソーシャルワーカー養成と実践の現在 — ボローニャ・プロセスを挟んで —

豊田 謙二

Social Work Education and Practice in Germany — Before and After of " Bologna-Process" Kenji Toyota

序

1. ソーシャルワーカーとボローニャ・プロセス
2. ドイツのソーシャルワーカー
3. 職業としてのソーシャルワーク
4. 改革途上のソーシャルワーク専門単科大学
5. ソーシャルワークのドイツ的特性

結

序

ドイツのソーシャルワークは、世界のなかでもこれほど複雑にして、しかも実に多彩な実践に満ちていること、その例は稀有と言えるであろう。そのソーシャルワークを担うのはソーシャルワーカーである。日本においてその実情や養成の法制度が紹介されにくいのは、そうしたドイツ固有の事情が遠因となっているように思える。ソーシャルワーカーの養成制度が変更されれば、ソーシャルワークという実践にも大きな影響を及ぼす、それは理解いただけることである。

そのソーシャルワーカー養成を大きく揺るがす事態に、ドイツは直面したのである。1999年の「ボローニャ宣言」(Bologna-Deklaration) (以下、「宣言」と略記) である。もちろん、ボローニャとは、イタリアの中部の、中世に設立された国際的都市である。その都市において、6月18日にヨーロッパ29ヶ国の教育担当相が一同に会し、かの高等教育改革に関する合意の「宣言」が採択された。その「宣言」はドイツのソーシャルワーカーの養成に極めて重大な影響を与え、今日においてもなお改革途上にある。

そこで、ドイツのソーシャルワーカーの特性について語る前に、まず「宣言」についての予備知識を得たい。

「宣言」は高等教育に関する以下のような6項目を掲げ、2010年までの実現を目標としたのである。その実現に向けた過程を、いわゆる「ボローニャ・プロセス」(Bologna-Prozess)

と呼ぶ。もちろん、過程があれば目標がなければならない。その目標は「ヨーロッパ高等教育圏」の創設である。そのことはもちろんEU（欧州連合）における、教育分野での社会的・政治的統合の一里塚である。想起されるべきことは、1993年のEU「単一市場」の合意であり、そこに「域内での商品、サービス、資本、人の自由な移動」が確保されるべき、と謳われている。つまり、「宣言」は、かの「単一市場」の実現に向けたEU政策の一環なのである。

1. ソーシャルワーカーとボローニャ・プロセス

さて、ドイツのソーシャルワーカー、そのソーシャルワークの基本的な特性について検証しなければならない。そのためには、時代を19世紀半ばまで遡らねばならない。

ドイツは、今日でこそEU（欧州連合）の優等生として、経済的・政治的イニシアティブを執っているが、ドイツ帝国の統一は1871年であり、英・仏などの近隣諸国の国民国家形成に大きく遅れる。また、17世紀のイギリス産業革命にも2世紀近く遅れ、漸く19世紀半ばに産業革命が始まる。工業都市は労働者に夢を提供したが、実際には「自由」を提供したに過ぎず、工業労働者は困窮に瀕した。都市は、農村から移住する都市労働者の増加と労働組合の結成、そして労働運動は激しさを増していた。こうして、1884年に世界で初めての社会保険方式による、社会保険としての医療保険が成立する。それは、一方では労働・政治運動の抑圧としての「社会主義者鎮圧法」において、他方では労働者福祉としての、ただし労働組合ではなく国民国家としての「社会保険制度」の成立である。ここに、「社会的 (soziale)」という概念が再発見される。再発見というのは、基本的な人間の条件としての「社会的なこと」であり、ローマ起源のものとしての「再発見」である。⁽¹⁾

産業革命に関してであるが、本稿の主題に関わりつつここでは以下の二つの基本的な傾向に注目したい。一つは、ドイツの都市労働者の生活は困窮を極めたことである。そこに二つ大きな理由を検出できよう。一つはドイツ東部の大農場経営、いわゆる「ユンカー」経営への安い国外農業労働力の流入である。その動きに押されるように、ドイツ人農業労働者は都市に流入する。他方で都市の労働者は失業にあえいでいた。当時のドイツは近代的な工業化を目指したものの、生産に見合う需要不足に直面していた。売れないのに作るので企業は倒産する。技術革新に伴う生産量の増大に合わせて、労働者の労働条件、とくに賃金は向上してはいなかったからである。何よりも、消費需要を築く労働者の収入が抑えられているからである。高い生産力と消費力たる高い賃金という、国内での生産と消費との経済的好循環は形成されてはいなかった。

もう一つ。当時のドイツにおける女性運動が注目される。本稿が関わる介護・福祉、およびソーシャルワークは、とくに女性に担われ、そして進展してきたからである。80年代の女性運動は顕著であり、1988年「女性教育改革教会」、98年「女性教育・女性大学教育協会」の誕生。大学入学についても女性に開放されたのは、20世紀に入ってからであり、1860年代から女性に開放したスイスなどの諸国に遅れる。急進的左派は1899年、「進歩的女性協会連盟」を立ち上げ、「全学年における男女の共学の実現」などの要求を掲げる。分散している社会運動を統一するために、1894年に「ドイツ婦人団体連合」が結成され、1905年には189団体、約7万人の会員を擁したという。⁽²⁾

だが、女性たちはなおお家庭の中の仕事に閉じ込められていた。外出して社会的活動が叶えられるのは、社会的な援助活動である。

教会は、女性に看護や貧民救済面で社会奉仕員、修道女としての豊かな活動領域を開いてはいるものの、職業活動への女性の積極的な参加を拒否してきた。⁽³⁾

そうした困窮の時代の最中、教会系の援助活動が、多くは女性たちに担われながら、地を這うように展開していた。具体的には、1848年のプロテスタント中央委員会（現在のディアコー）、および1897年ドイツ友愛協会（現在のカリタス）の結成である。ちなみに、1870年にはイギリスにおいて、COS（Charity Organization Society: 慈善組織協会）が活動を開始していた。これらの団体が個人に向けて、相談や対人援助などの活動を組織的に提供した。その実践が今日でいうソーシャルワークであり、その担い手がソーシャルワーカーと称されるのである。そのソーシャルワーカーの養成が「学校」として制度的に開始されるのが20世紀の初めである。

小論の目的は、「ボローニャ・プロセス」の渦中であって、ドイツのソーシャルワーカー養成がどの点で改革され、どの点が保存されているのか。可能な限り資料に基づき、具体的な実践事例をインタビューによって掘り起し、その養成改革における特性を鳥瞰することにある。周知のように、ドイツのソーシャルワーカーに関する資料が得にくいのは、その養成が地域的に、しかも民間の非営利福祉団体によって担われてきたこと、連邦規模での官庁調査に乏しいことが主な理由であろう。ここでも、試論的な性格を自覚しつつ、新たな研究の資でありたいと思う。

ボローニャ・プロセス

「宣言」とは、1999年6月18日、イタリアのボローニャで29ヶ国の教育担当大臣が会合し、そこで採択された合意のこと、すでに述べた。

さて、その「宣言」は六つの目標からなる。要約して示したい。⁽⁴⁾

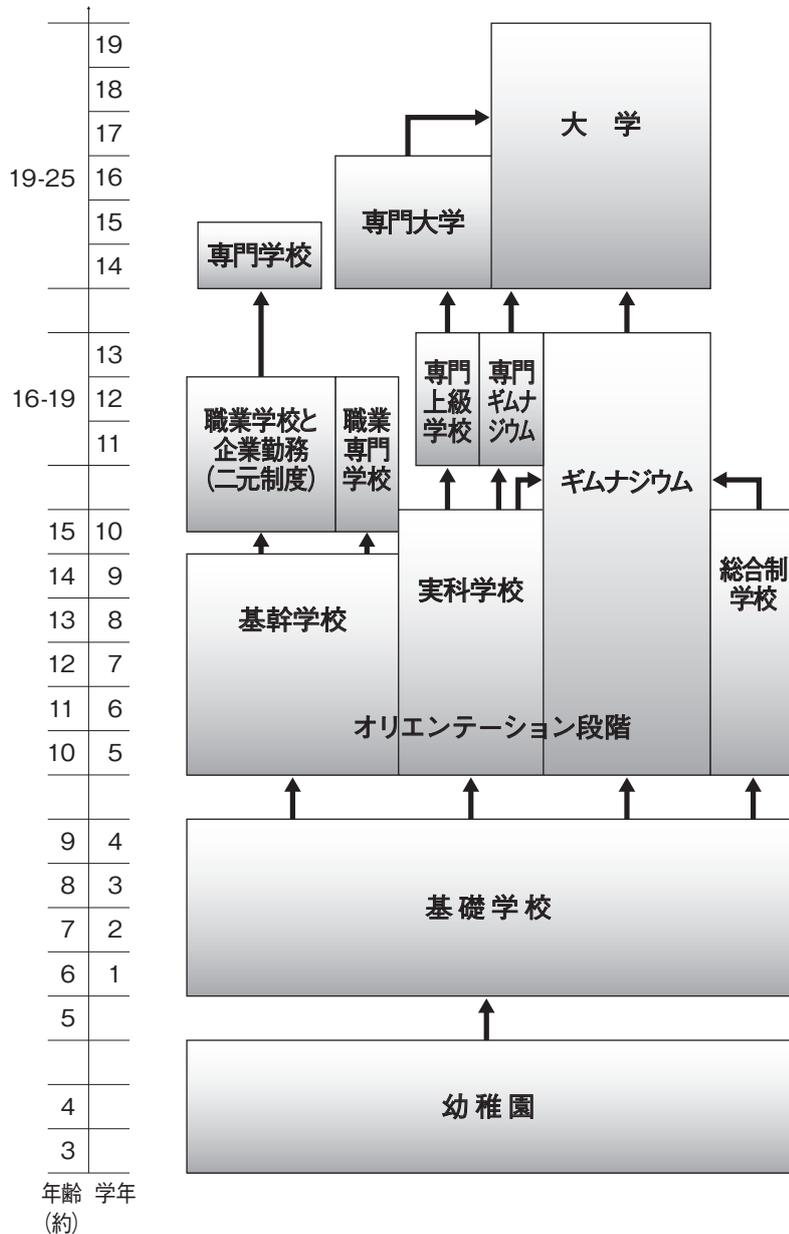
- (1) 資格取得に関して、わかりやすく比較可能な学位の枠組みを導入すること
- (2) 学部と大学院という、二段階からなる制度を導入すること
- (3) 学生の移動を促すために、ECTS（European Credit Transfer System）のようなヨーロッパ単位互換制度を導入すること
- (4) 学生と教員の自由な移動を妨げる障害を除去すること
- (5) 教育の質の保証を進めるために比較可能な評価方法と基準を策定すること
- (6) 大学間の協力などで高等教育におけるヨーロッパ的視点を強化すること

上記に関連して、とくにドイツのソーシャルワーカー養成に与えた影響は以下の三点に絞られる。(1)に関連して「ソーシャルワーカー」の統一呼称である。(2)に関連して、二段階、あるいは三段階の養成構想である。とくにソーシャルワーク養成においては「実習」の位置づけが重要となる。そして、(6)に関連する「大学間連携」である。まず、両課程の再編成についてである。

ここで「大学」と表現されているが、日本の教育制度とは全く異なるので少し注釈をしなければならない。以下に示されているのが、ドイツでの教育課程である。まず、職業課程と大学課程とに区分される。職業課程の特徴は「デュアルシステム（duales System）」にあり、座学と実習の組み立てを基本としている。他方、大学は中世に起源をもつ伝統の「総合大学（Universität）」と新設された大学とが区別される。「ボローニャ・プロセス」は大学すべてを包摂しているが、ここではソーシャルワーカー養成に関わる「専門単科大学

(Haupthochschule)」が焦点となる。

図表－1 ドイツの教育システム



出所：在間・河合・山川『現代ドイツ情報ハンドブック』三修社，2000年

「ボローニャ・プロセス」は、ドイツの大学の養成課程の改革を通じてソーシャルワーカー、さらにソーシャルワークに影響を与えようとしている。その仔細に立ち入る前に、周知のことであるものの、ドイツにおけるソーシャルワークの特性について紹介しておきたい。

2. ドイツのソーシャルワーカー

一般的には、どの国においても「ソーシャルワーク」の職務を「ソーシャルワーカー」として総称して、資格は国においてまちまちであるにしても、その名称の統一性は了解されている。ただし、ドイツにおいては「ソーシャルワーカー」のもとに、二つの「ワーカー」が活動してきた。一つは「社会教育学 (Sozialpädagogik)」、いま一つは「社会的ワーク (Sozialarbeit)」である。このことがドイツのソーシャルワーカーの個性として、また同時にソーシャルワーク概念の複雑さを呈している。

二つのソーシャルワーク

ソーシャルワークには、プロセス (prozess) と呼ばれる重要な局面がある。それは、実践であり、過程 (a proceeding)、進行 (a moving forward)、発展 (a continuing development) などの、つまり、継続的な連続性を表す用語である。⁽⁵⁾ しかも、そのプロセスは時間的経緯において様々な諸要素を包み込んでいる。

ソーシャルワークは過程的な実践であり、時の経過を伴う「こと」の世界である。したがって、その実践は、人と人、あるいは人と世界のあいだ (= 間) に介在している。あいだに在る、というその性格からして、その実践は見えないのである。「介入」という実践は、したがって見えないのであり、その実践の結果は「人」あるいは「世界」の変化として知り得るだけである。したがって、ソーシャルワークの実践は、その結果たる「もの」としての変化の形においてのみ知り得るのである。

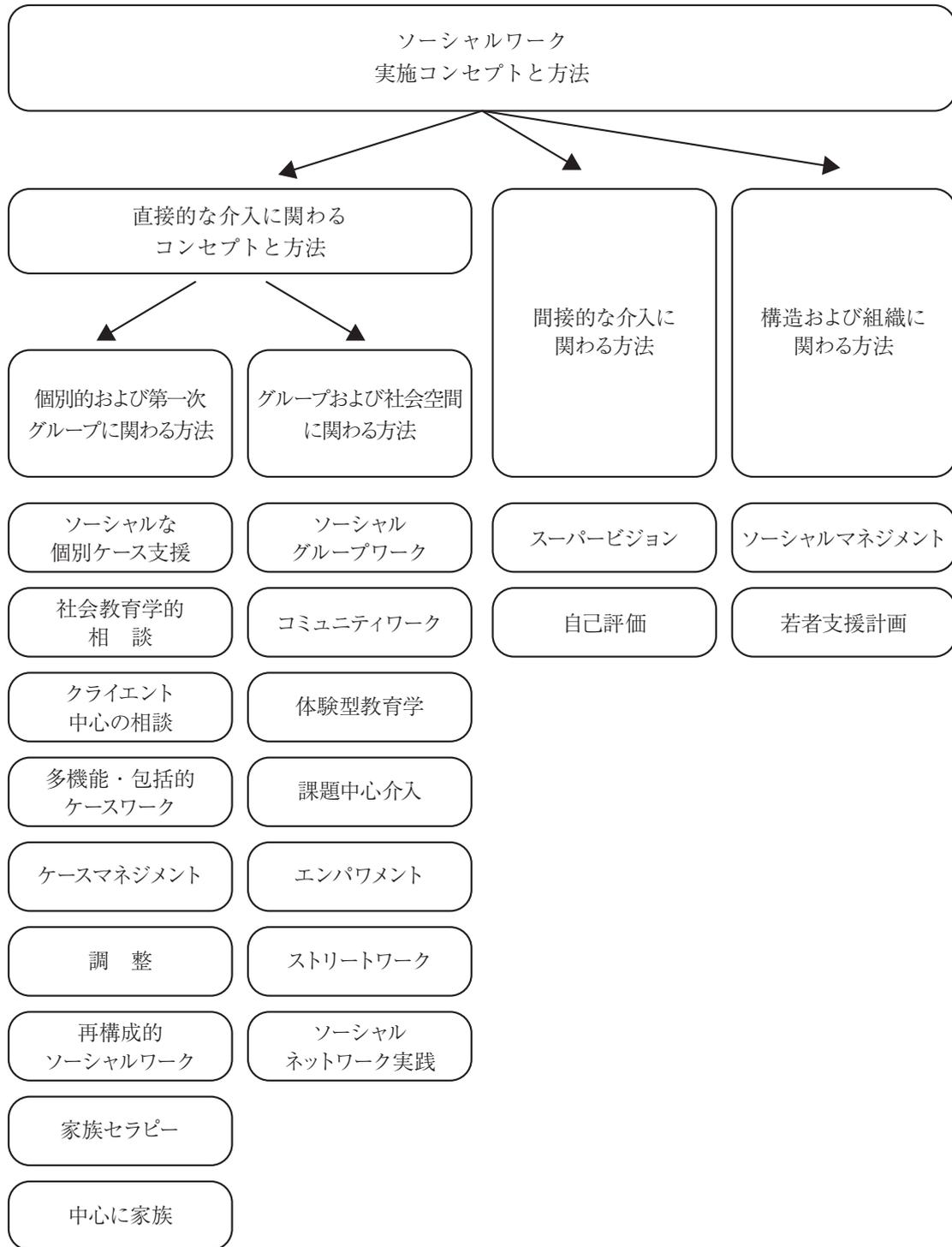
さて、そうしたソーシャルワークが概念として議論される時、それ自体ではなく、その実践の結果において評価されざるを得ないのは、その性格に起因している。その諒解のうえにおいて、二つのソーシャルワークについて語らねばならないのである。

ドイツのソーシャルワークの伝統を顧みるとき、まず、「社会教育学」と「社会的ワーク」という二つの軌道に出会う。それらは、貨車を載せて荷を運んだかのように、それぞれの歴史的な流れを構成し、伝えてきた。それは以下のように表現されている。

少年指導者や幼児教諭に関わる社会教育学的水脈は教育学的伝統に根づいており、他方で救貧や福祉サービスに関する社会的ワークの水脈は、同時代の国民的要素および社会政策や管理学の方法として束ねられてきた。⁽⁶⁾

かの二つのソーシャルワークについて語るために、やや簡略的ではあるが、両者の区別をつけるために、まず次のように語ろう。「社会教育学」は教育学に、「社会的ワーク」は社会的ワーク学に理論的根拠を置く。さらに、「社会教育学」はホームや幼稚園などの教育において、人格的に関わるような活動で特徴づけられる。他方、「社会的ワーク」は、社会政策を支える物質的・金銭的支援を基本として、別個に、長い間こうして進められてきた。そして1980年代に入って、この二つのソーシャルワークの「上位概念」として、広義の「ソーシャルワーク」が置かれるのである。⁽⁷⁾ ソーシャルワークの基本的プロセスについて検証することから始めたい。

図表-2 ソーシャルワーク 実践コンセプトと方法



出所：Michael Galuske “Methoden der Sozialen Arbeit”, Juventa, Verlag, 2009 S.164

上記の図を参照するにあたって、筆者、ガルスケは従来型のソーシャルワーク「構想 (= Konzept)」に対して上記の「構想」を対比的に提示し、「秩序試論」と命名している。なお、ガルスケの著書はD. クレフトとI. ミエレンツ共編による『ソーシャルワーク事典』において、その定義が引用されている。⁽⁸⁾

さて、その提示のなかで、「対比」の意味は、「焦点 (Fokus)」を「より広くとる」と言う点にある。少し注釈すると、ソーシャルワークは生活支援をその職務の中心に据えている。だが今日、その生活は個人化し、さらに多様化している。それは「家族」の多様性にも伺えるのである。とすれば、従来型の「個人」「家族」への関係のとりかたでは、変化を見逃すであろう。そうした変化は、グローバル化、人口の高齢化、格差の拡大などと深く関わっている。激しい変化の時代におけるソーシャルワークのあり方が求められているのである。

さて、図表-2では、基本的な三つの類型に分類されている。つまり、①直接的な介入、②間接的な介入、③構造的・組織的な関係性、である。①～③のそれぞれの特徴を、ガルスケの記述に則しつつ、以下にそれぞれを要約したい。

- ①クライアント関係のコンセプト（あるいは、概念）と方法、この関係は直接的である。このことがコンセプトと方法を定めるのであり、独特な「社会教育学的な介入」を特徴づける。それは、クライアントとソーシャルワーカーとの、組み立て得る・計画し得る・検証し得る、そうした固有性にある「相互行為」なのである。したがって、この評価の焦点は介入を実行する、ということにある。
- ②間接的な介入に関わるようなコンセプトと方法である。このグループの方法は、もっぱら、協働する者に向けられている。つまり、協働する人たちが自己観察・分析・討論によって、専門的な分析・行動能力を修得しようとする目的を有するからである。したがって、この評価の焦点は、クライアントに関わる介入、ないしは「社会教育学的な調整」の反省にある。
- ③ここでは構造的・組織的な関わりにおけるコンセプトと方法が問われている。この領域のものとして、とくに社会管理や若者援助計画の方法が挙示しうる。その場合には、多かれ少なかれ、援助構築での広大な広さでの調整と計画が何よりも重要なのである。したがって、この方法における焦点は、「教育学的介入」の構造的・組織的な枠組み諸条件なのである。⁽⁹⁾

さて、上述のなかで「」は私が強調のために挿入したものであり、原著にはない。「教育的」視点を検出するためである。

ソーシャルワークが扱い得る生活の諸問題というのは、人と世界のあいだ、あるいは人と人とのあいだにおいては発生する現象である。したがって、その「あいだ」に関わるには直接的、あるいは間接的に「干渉・介入・仲裁 (Intervention)」が必要とされる。だが、その介入は時として余計な御節介であり、時には自己決定への侵害でもありうる。

そのソーシャルワークにおける、そうした不可避な課題については小論の枠外であるが、「ケース・マネジメント」について若干関説しておきたい。「直接的介入」に関することである。そのケース・マネジメントが、たしかに、コミュニティ・ソーシャルワークとネットワーク・ソーシャルワークとを統合すれば、もちろん当該主体、個別ケースが支援提供の中心に位置するのである。⁽¹⁰⁾

ソーシャルワークの養成が20世紀の初めに開始された。その紹介を差し込むと、かの「秩序試論」が少しは理解に届くかもしれない。時は19世紀末、所はベルリン、自宅に閉じ込められていた女性たちが進学や仕事へと進出を開始した時代のことである。その主役はアリス・ザロモン (Alice Salomon[1872-1948]) である。彼女は、女性のためのソーシャルワーカー養成

の学校を、1909年に創立した人であるが、その学校がソーシャルワーカー養成の創始となったのである。ザロモン自身が、専門学校の設立を介して子どもとソーシャルワーカーとをつなぐ役割を演じたのである。その後、ドイツでは第一次世界大戦までに14校の女性専門学校が創立された。⁽¹¹⁾

社会教育学的ソーシャルワーク

図表-2に関連してもう一点を指摘したい。「直接的介入」の過程において「教育学的相談」とある。この資料は2009年発行の第8版である。「宣言」は1999年であった。その「ボローニャ・プロセス」において、ドイツのソーシャルワーカー教育も改革の波に飲み込まれるのであるが、ここには依然として「社会教育学的ソーシャルワーク」の一端が残されている。

以下、かの痕跡において知られる「社会教育学的」といわれるものについて、とくにそのソーシャル的意義について紹介してみたい。

二つのソーシャルワークとは、「社会教育学」と「社会的ワーク」であった。その二つの上位概念として「ソーシャルワーク」が置かれている。⁽¹²⁾ この書は2008年6版の出版であるが、なお二つのソーシャルワークについての論説があり、その内容は今日においても継承されているのである。

ここで、その内容に立ち入らねばならない。

まず、「社会教育学的」の基本的な特徴は三点である。①人間は成長を続けるという観点、したがって②自己の意思を引き出すこと、③当事者との信頼関係とともにその生活環境が重視される。

以下四点において、その歴史的過程に即して概要を記述しよう。

- ①このソーシャルワークの形態は、家族補充と家族支援という方法の開始を記している。こうした発展の水脈を探索しようとするれば、「孤児院から教育的な支援へ」、という隠喩の像が差し出されるであろう。
- ②19世紀に遡ると、就学前の子どもたちのための小さな学校や子どもを守る施設が設置された。それらは今日の、幼稚園・学童保育所・託児所の前身である。それは、就学前、そして学校外での日中の子どもの通う施設を特徴としている。
- ③ソーシャルワーク職務分野に関わる発展にとっては、「健康援助・老人援助・困窮援助から職務に位置づけられた社会的な扶助」への像が存在している。
- ④荒れる若者を守る若者介助から子ども・若者ワークへ、そして後見的、介入的方向の若者援助から学習に向けられた若者ソーシャルワークへ、という公式が特徴づけられるのである。⁽¹³⁾

ドイツで初めて幼稚園が設立されたのは、F.W.A フレーベル (1782-1852) によって、1840年のことであった。日本に輸入されたのが、1876年、東京女子師範 (現在のお茶の水女子大学) 付属幼稚園に開設されたのが初めてであった。その幼稚園は、社会教育学的ソーシャルワーク実践の所産である。

3. 職業としてのソーシャルワーク

ソーシャルワークは、英語では「social work」、ドイツ語では「soziale Arbeit」と表記される。その「social」の用語は、今日の日常世界において欠かすことのできない重要性を有している。たとえば、「social insurance」は社会保険、「social security act」は1935年にアメリカで成立した連邦法で、社会保障法、その用語の公的使用は世界最初である。もう一つ、「social welfare」は社会福祉と訳されている。「social」が「社会的」と翻訳されたのは明治初めであったが、「society」が「社会」と訳されたことに連動している。だが原語も訳語もいまだに理解するのに難しい。

言葉はその「物」や「活動」に命名されるので、「社会的」という用語にはそれに相当する現実が存在した、とみなされるのである。

19世紀の半ば、困窮のドイツのなかで労働組合運動が社会的活動を開始していた。1846年のアドルフ・コルピングによる「職人組合」、1863年フェルディナンド・ラザーレによる「ドイツ労働総同盟」の結成である。⁽¹⁴⁾労働組合の「扶助金庫」を基盤として、1883年に医療保険、1984に労災保険が成立した。そうした社会的な保障政策は「新航路 (Neuer Kurs)」と呼ばれていた。また、ドイツ北西部のビーレフェルト市に、1867年フリードリッヒ・ジーモンを初代施設長とする、癩癩の人の支援「ベートル」が成立した。こうして、障害のある人への地域支援の拠点が成立したのである。

国民国家の建設途上において、医療保険や労災保険などは「社会保険」制度として、さらに社会的リスクの対象を拡張しつつ、社会保障制度の中核として成長するのである。他方で、地域的な実践は「ソーシャルワーク」として区分されたのである。そのソーシャルワークは、当時「社会援助 (soziale Fürsorge)」と呼ばれ、都市において教会や民間団体を中心にした慈善活動によって担われていた。⁽¹⁵⁾

「ベルーフ」としてのソーシャルワーク

19世紀半ばから20世紀初めにかけて、ドイツの経済は破綻状態にあった。東部の領主からは都市に向けて農業労働者が都市に流入していた。国内的には市民層と労働者層の生活格差は甚だ大きく、渡航費を工面できるものはアメリカ大陸を目指し、陸路では大都市パリへと移動した。ベルリンなどの都市では街頭に立ち糊口を凌いだ女性は全女性の7人に1人だった、とも言われている。⁽¹⁶⁾

地域での教会の援助活動は極めて重大であった。その「社会援助」は、地域での「教会役 (Heiligenpfleger)」や「慈善役 (Almosenpfleger)」に支えられていた。もともと、住民税を負担しそれらの義務を果たす住民には、「住民権 (Bürgerrecht)」が与えられて、老人ホームなどの援助が期待できたのである。⁽¹⁷⁾

さて、ドイツのソーシャルワークの歩みを紐解くと、そこに「soziale Arbeit als Beruf」という用語に突き当たる。直訳すれば、「職業としてのソーシャルワーク」であり、近代的な専門職ソーシャルワーカーの職務を思い起こさせる。ここで少し立ち止まりたい。「ベルーフ (Beruf)」について考察するためである。

「職業」を意味するドイツ語の「Beruf」という語のうちにも、また同じ意味合いをもつ英語の「calling」という語のうちにも一層明瞭に、ある宗教的な一神から授けられた使命という一観念が少なくとも他のものとともに籠められている。⁽¹⁸⁾

この「使命」＝「職業」の文脈において、マックス・ヴェーバーは、高い質の労働が要請される場合には低賃金は役に立たないという。責任ある労働には賃金の多寡ではなくて、「労働が絶対的な自己目的—「職業」すなわち「使命」—であるかのように励むという心理が一般に必要となる」⁽¹⁹⁾ という。このような「心理」は人間の生まれながらの特性ではない。それは「教育」の結果である。ヴェーバーは、その教育の源泉はプロテスタント系の「敬虔派」に求めている。

因に、ヴェーバーの立論の是非をここで問う必要はないが、私の使用している認知症ケアやソーシャルワークに関する聞き取りデータの多くは、偶然ながらプロテスタント系の施設である。

教会や教会系の施設が、「ソーシャルワーク」による援助活動のなかでその技能を蓄積し、やがてボランティアとともにソーシャルワーカーの養成に着手することは、十分首肯しうることである。そうした、ボランティアやソーシャルワーカーなどの専門職を抱えてきたのは、公的機関としては市や村などの自治体、および非営利の福祉団体である。

以下に、その「公益的六福祉団体」の団体名のみを列挙しておきたい。⁽²⁰⁾

- ①労働者福祉 (AWO／社会民主党)：労働組合の支援・協働の関係
- ②ドイツカリタス (DCV)：カトリック教会：カトリック友愛会の再編
- ③ドイツプロテスタント教会ディアコニー：プロテスタント教会の福祉事業
- ④同権的福祉団体 (DPWV)：宗教性・世界観の統一を求めない団体
- ⑤ドイツ赤十字社 (DRK)：国際赤十字運動：世界観において中立性を基本
- ⑥ドイツユダヤ教中央福祉教会 (ZWS t d j)：ユダヤ教会

この公益的六福祉団体の活動は、国家権力への関わりを求める政治運動とも、また市場において利潤の追求を基本とする経済活動でもない。それは政治活動を目的とせず、また利潤を追求しない非営利の活動団体であり、これら団体こそドイツにおける「社会的活動」の中心勢力である。これら団体がソーシャルワーカーの最も重要な使用者であることは、まことに理に適っていると思われる。

公益的六福祉団体とソーシャルワーカー

公益的六福祉団体、という名称に「公益的」が冠になっている。それに対して、「公的」とは一般に市・村や州政府などの自治体を指す。かの団体は、民間の非営利団体でありながら、公益的な業務を引き受けているからであり、それも法的に位置づけられている。この点が民間の非営利団体と公的機関との協働を求めるドイツ的福祉文化の特徴であろう。

以下に具体的に示しておきたい。

「社会扶助 (Sozialhilfe)」、日本で言う「生活保護」に相当する。その「使命 (Aufgabe)」において、とくに金銭給付をもとにどのような目的を追求するのか、少し顧慮してみたい。その該当箇所は以下の通りである。

社会扶助の使命は、扶助の受給者がその生活を人間の尊厳に相応しいように司ることを可能とすることにある。⁽²¹⁾

および、「社会扶助における公的福祉と福祉団体との協働」に関する定めがここに直接関係している。

公的な社会扶助と民間の福祉事業 (freie Wohlfahrtspflege) とは、パートナーシップにおいて協働で活動しなければならない。⁽²²⁾

今日においては、一民間団体の「貧困」に関わるだけにとどまらず、法に定められた「社会扶助」に関わる専門職が求められている。その点に関する実数を示すデータに乏しいのであるが、ドイツにおける「子ども援助および若者援助」に関わるスタッフの所属別のデータがある。下記の図表-3、図表-4は、専門スタッフが圧倒的に上記の公益的六福祉団体の所属であることを示していて、興味深い。特に、カトリック系カリタスとプロテスタント系ディアコニーの全数に占める割合は圧倒的である。

図表-3 所属先別子ども・若者援助スタッフ

	子どものデイ施設		若者ワーク		ホーム教育		地区若者保護所	
		%	実数	%	実数	%	実数	%
スタッフ	425,547	/	41,257	/	60,350	/	33,552	/
教育学的・管理スタッフ	366,172	86.0	32,142	77.9	51,021	84.5	33,443	99.7
女性	369,590	96.6	18,729	58.3	35,022	68.6	24,671	73.8
男性	12,827	3.4	13,413	41.7	15,999	31.4	8,772	26.2
フルタイム就業	148,128	34.8	19,451	47.1	41,888	69.4	28,158	83.9
公的団体	149,623	35.2	13,696	33.2	2,129	3.5	33,552	100.0
福祉団体	272,546	64.0	27,561	66.6	54,579	90.4	/	/
経済的企業	3,378	0.8	84	0.2	3,642	6.0	/	/
職業訓練団体	343,554	93.8	36,523	88.5	47,767	93.6	32,801	98.1
社会教育学的専門スタッフ	268,645	73.4	16,629	51.7	35,722	70.0	17,880	53.5
大学卒業者	14,891	4.1	14,461	45.0	18,253	35.8	17,775	53.2

出 所：Werner Thole (Hrsg.) "Grundriss Soziale Arbeit" 3., überarbeitete u. erweiterte, VS Verlag, 2010, S.791

注：1. 社会教育学的スタッフと管理職スタッフのみ

2. 社会教育学士・社会的ワーク士、[FH] 社会教育学士、[大学] 教育学士

3. データ：連邦統計局 2006 / 2007 年

図表－4 福祉団体種類別子ども・若者援助施設のスタッフ

	ドイツ				2006年12月31日から2007年3月31日			
	1990年12月31日から 1991年12月31日		2006年12月31日から 2007年 3月15日		旧西側の州・ 東ベルリンを含む		旧東側の州	
	実数	in %	実数	in %	実数	in %	実数	in %
福祉団体総計	230,470	100	412,800	100	347,986	100	64,814	100
労働者福祉団体	9,377	4.1	27,194	6.6	18,170	5.2	9,024	13.9
同権的福祉団体	17,273	7.5	65,872	16.0	47,365	13.6	18,507	28.6
ドイツ赤十字	6,057	2.6	13,504	3.3	8,943	2.6	4,561	7.0
ディアコニー/ ドイツ福音協会	70,212	30.5	101,093	24.5	90,111	25.9	10,982	16.9
カリタス/ カトリック団体	83,743	36.3	111,440	27.0	108,761	31.3	2,679	4.1
ドイツユダヤ教 中央福祉会	122	0.1	207	0.1	201	0.1	6	0.0
公法上の宗教団体	2,407	1.0	3,484	0.8	3,142	0.9	342	0.5
若者グループ/ 団体/サークル	3,994	1.7	7,371	1.8	6,177	1.8	1,194	1.8
その他の法人格/協会	31,801	13.8	74,278	18.0	58,167	16.7	16,111	24.9
経済的企業	5,484	2.4	8,357	2.0	6,949	2.0	1,408	2.2

出所：図表－3に同じ、S.944

注：連邦統計局 1990年/1991年

4. 改革途上のソーシャルワーク専門単科大学

「宣言」のなかで、ソーシャルワーカー養成に最も大きな影響の一つが、学士 (Bachelor) 修士 (Master)・博士 (Doctor) 課程という三段階に再構成するための高等教育構造改革である。さらに、それぞれの課程での基本的な修了年限が設定された。学部学士までで3年間、その後修士学位までで2年間、合計5年間である。つまり、学士課程と修士課程との二階建て方式の提案である。その基本的な枠組みを共通としながら、その内容は個々の大学に委ねるのである。ここに言う大学とは、ドイツでは総合大学 (Universität)、医科大学などの単科大学 (Hochschule)、ソーシャルワークなどの専門単科大学 (Fachhochschule) の諸大学を示している。

まず、修士課程について概要を記しておきたい。学士課程については後述するが、修士課程を設置している専門単科大学は少ないように思える。ここでは、ベルリン市のアリス・ザロモン大学の修士課程について、春見静子の論稿をもとにその概要を示したい。

そのカリキュラムのなかで、科目配列に興味を惹かれる。その一端を伺う。分野は三つ。

A. 基礎知識・必修科目、B. ソーシャルワークと人権に関する科目、C. 研究プロジェクトと実践的発展。全体としては、「人権」に関する科目が広く配置されている。貧困と暴力という今日的社会的状況のうちにあつて、ソーシャルワークのはたすべきことについて「実践的に」課題が研究されるのであろう。さらに、「傷つきやすい集団」群では、「貧困／失業、富」「年齢、障害と疾病」「文化、他民族、周辺化」「性別関係」「児童と青少年」、というように、まさに社会的問題群が課題化されているのである。修士課程における、より専門的・特殊のソーシャルワークの展開である。⁽²³⁾

定期学士課程の修学構造

ドイツでの改革の進捗状況は、2008年時点において以下の通りである。

新しい教育プログラムを採用した大学、全大学の内75%である。ただし、学士終了に加えて国家試験の要する法学や医学において、あるいは宗教学などの学問分野においては、導入が遅れている。それに対して、専門単科大学では改革率が94%の高さである。⁽²⁴⁾

なお、養成課程における重要な改革の一つの改革が、カリキュラム方式からモジュール方式への転換である。以下、専門単科大学デュッセルドルフのソーシャルワーカー養成課程を事例として紹介したい。なお、典拠たる資料は図表-5の「出所」に同じである。学士号は、教養学士(Bachelor of Arts)、Sozialarbeit/Sozial Pädagogikである。「教養学士」に続くドイツ語は、「社会的ワーク／社会教育学」である。その二つを称して、近年では「ソーシャルワーク」と呼ぶ。一般には、前者が失業などの公共的領域において、後者が学校や若者の支援領域においての実践と理解されている。この二つの統合が指針とされながら、事実上「二つ」のソーシャルワークが継承されていることである。⁽²⁵⁾

図表-5 学士課程のモジュール設計

学期	段階	モジュール				週時間	単位
						(SWS)	(LP)
1	学修入門	基礎モジュール1 職業的アイデンティティ 8SWS/12LP	基礎モジュール2 社会環境化での 人間的発展 4SWS/6LP	基礎モジュール4 法的・社会政策的・ 制度的および社会 経済的諸条件 4SWS/6LP	入門/プロジェクト 1部 4SWS/4LP	実習指導1 2SWS/2LP	30
2	学修入門	基礎モジュール3 社会的構造と発展 8SWS/12LP	基礎モジュール5 文化・美術・メディア 4SWS/6LP	学際的モジュール 4SWS/6LP	入門/プロジェクト 2部 4SWS/6LP		30
3	学修応用	応用モジュール1 職業的アイデン ティティ 4SWS/6LP	応用モジュール2 社会環境化での人間的発展 8SWS/12LP	実習モジュール 224時間実習 2SWS/10LP		実習指導 2SWS/2LP	30
4	学修応用	応用モジュール3 社会的構造と発展 4SWS/6LP	基礎モジュール4 法的・社会政策的・制度的 および社会経済的諸条件 8SWS/12LP	応用モジュール5 文化・美術・メディア 8SWS/12LP			30
5	学修応用	重点プログラム1 12SWS/15LP		重点プログラム2 12SWS/15LP			30
6	学修終了	資格認証モジュール 640時間実習 4SWS/30LP					30
7	学修終了	選択モジュール 8SWS/12LP	学士論文 12LP	学術討論 2LP	Thesis Begleitung 2SWS/4LP		30

出所：http://soz-kult.fh-dusseldorf.de/studiengaenge/bachelor-sa/aufbau

注：たとえば、8SWSは授業は週8時間、12LPは単位12点である。

通常の修学期間は、「定期 (= Vollzeit)」が7学期、「非定期 (= Teilzeit)」が12学期である。ここでは「フルタイム」を「定期」と訳し、「パートタイム」を「非定期」と翻訳している。訳文としてしっくりしないのだが、拙論ではこれらの訳語を充てておきたい。なお、学士の取得とともに、専門資格 (Fachkompetenz) のソーシャルワーカーを得ることができる。「定期」は一般的にはギムナジウム終了生、「非定期」は就業しつつ学ぶ社会人学生向けのコースである。

学士取得後の就職の可能性については、以下のように案内されている。

- ①障害者支援ワーク、臨床的ソーシャルワーク、たとえばグループホーム、作業場、そして病院において
- ②家族および社会的相談、たとえば社会扶助局、中毒やその他の相談所において
- ③コミュニティワーク、高齢者支援ワーク、たとえば隣人組織ワークや居住におけるワーク
- ④性的に固有な相談や学習ワーク、そして間文化的なソーシャルワーク、たとえば女性寮や市区センターにおいて
- ⑤労働における統合、たとえば学習施設や失業センターにおいて
- ⑥子どもや若者援助、たとえば青少年局や公益的福祉団体において
- ⑦文化や情報の提供、たとえば文化と若者センター
- ⑧学校ソーシャルワーク、子どもや若者ワーク、たとえば学校・若者センター・子どもクラブにおいて
- ⑨再社会化、たとえば受刑施設において、青少年裁判援助や公益的福祉団体において

なお、「社会的ワーク／社会教育学」という学士は、上記掲揚されている職務としてのソーシャルワーク、そのすべての実践分野に対する資格なのである。

修学の構造

さて、「修学の構造 (Aufbau des Studiums)」について、まず基本的な輪郭を、ついでモジュールに基づく学期修学編成について紹介したい。

①入門モジュール

最初の2ゼメスターでは、学問的研究方法が、たとえば実習志向のプロジェクトが「入門モジュール」の枠組みのなかで研究され、認識できる。

②基礎モジュールと学際的モジュール

5つの専門知識領域、たとえば「基礎モジュール1」「組成モジュール1」のような領域のそれぞれに応じて、学際的な「基礎モジュール」が編入されている。具体的な講義にあっては、広範囲の選択可能性がある。加えて、「学際的モジュール」では、1ゼミナールにおいて二人の教師のもと集中的な論争が可能である。

③実習モジュール

3学期において「実習モジュール」が実施される。その実習は1週間で2日、実習施設からの引率によるのである。

非定期の修学モジュール

「定期」の修学に対して、ここに「非定期修学」のモジュールが示されている。つまり働きながら学士を取得するコースのことである。介護職で働きつつ学士の資格を取得し得る課程が置かれている。以下、その概要を伝えたい。

学生たちには様々なグループがある。彼らにとっては、「非定期修学」は様々な理由で魅力的なものであり得る。修学と日常とは互いに関係しているので、仕事に応じて修学の方法を考慮するのは当然である。

児童手当は、学士課程が除外されているわけではないので、所得の多寡に応じて可能性はある。奨学資金については、非定期学生にとっては特定の奨学生を得ることができるのである。

失業手当に関しては、以下のような可能性がある。週 20 時間を超えないような非定期修学においては、給付の請求権が生じる。学生は、決定に先立ち、労働の斡旋機関の仲介を通してその請求権の検証が進められるべきであろう。

医療保険については非定期修学生において特別の問題性がある。つまり、非定規学生にとっては、学生保険かあるいは医療保険、そのどちらが優先的に適用されるのであろうか。それは学業とともにかなりは仕事上の収入の多寡に依存するのである。

最後に、修学の変更／非定期修学の問題がある。定期修学で学業を開始して、その後の変更は修学変更であり、より高度な専門的セメスターへの受け入れ申請は、それまでに修得したことの基盤に基づく分類のうえで認められ得るであろう。相応する定期修学への承認はもっぱらこの修学での既存の承認に依存しているのである。

職業に従事しつつ、資格の取得に伴う非定期の修学に関しては、定期修学と非定期修学との修学の変更が認められ、学生の多様なニーズに応える修学設計が特徴的である。

「ボローニャ・プロセス」の帰結

ドイツの高等教育における「ボローニャ・プロセス」の様相について、以上、専門単科大学デュッセルドルフの事例をもとに、その概要を伝えた。もちろん、これは一事例に他ならず、ドイツにおける全体を代表するものではない。ただ、ここではドイツにおけるソーシャルワーカー養成への「ボローニャ・プロセス」の要諦を掴んでおきたい。

そこで、以下 10 点について AGJ : Arbeitsgemeinschaft fuer Kinder-und Jugendhilfe (= 子ども・若者支援研究チーム) のディスカッション・ペーパーに依拠しつつ紹介したい。「ボローニャ・プロセス」の帰結に関わる要旨である。

- ① 専門単科大学におけるソーシャルワークに関する従来の学士修学の枠組みが壊され、そこに別物、つまりモジュール構造での 1 年間の実習が組み入れられねばならない。ただし、大学に応じて、その実習期間は 6 ないし 7 学期の異なる期間でありうる。
- ② 専門単科大学の修士修学課程は、ソーシャルワークでの「特殊実践分野 (ein Spezifisches Handlungsfeld der Sozialen Arbeit)」の資格を提供する。たとえば、特殊のとは、「修士号 (子ども・若者支援)」、あるいは特別な方法ないしは専門的能力を介した「修士号 (スーパービジョン)」が可能である。
- ③ ソーシャルワークはもっぱら、可能な限り特殊化として、教育学での普遍的な学士修学に組み入れられるものである。そのことによって職業的能力が保証されるはずである。
- ④ 修学コースについて言えば、従来の学士修学での社会教育学は、普遍的な教育学修士の修学における核心を成している。

- ⑤さらに、2～3の大学にはソーシャルワークの学士修学の基礎固めが始められ、
- ⑥ソーシャルワークの修士修学では、設立と基礎固めが始められる。
- ⑦加えて、社会的教育学のモジュールは教育学の二つの専門学士修学の一部をなすが、
- ⑧ノルトライン・ヴェストファレン州の授業科目における特殊性は、持続的な教師教育の社会的教育学の一部を成している。
- ⑨また、教師の職にとってもモジュール化された修学での社会教育学は、ソーシャルワーク職業学校の教師養成の文脈に対して有効である。
- ⑩結局はこう言えるであろう。社会的教育学の内容を伴うモジュールが、非・教育学的修学において提供され、同様にたとえばそれが学士／修士修学において健康学、あるいは社会学・犯罪学そして心理学の学修での補足として提供されるのである。⁽²⁶⁾

5. ソーシャルワークのドイツ的特性

A. ザロモンは記述のように19世紀末から20世紀初めにかけて、ドイツでの女性福祉職養成に貢献した数少ない識者の一人である。ザロモンのそうした先駆的な業績の評価を巡って、「母性」と「福祉職」との関連が問われる。岡田英巳子は、自身のザロモンに関する研究をも顧みつつ、次のように記述している。

ドイツでも1990年代初頭までのザロモン関連研究では、「母性」言説と福祉職を直結する見方では一致していたが、ザロモンの実像はこれとは一線を画する。市民女性の職業的自立の手段としてのベルリン女子社会事業学校を設立するザロモンは、職業化の論拠に「母性」言説が負の効果を持つことを、身をもって知る世代であった。⁽²⁷⁾

ドイツでの「ソーシャルワーカー養成」は、「ボローニャプロセス」にもかかわらず「社会的ワーク」と「社会的教育学」との共存のまま推移しているようである。福祉現場ではなお「社会教育学」へのこだわりは強いのである。さて、そこで福祉事業における社会教育学的な概念を、始源、つまりA. ザロモンを巡る深い貧困と福祉事業創設の時代に還りつつ検証してみたい。

(1) ザロモンと「社会的なもの」

始めに、「実践」があった。

1893年、ベルリン市庁舎の集う女性たちに「呼びかけ」が配布される。その集会は新たな「グループ」立ち上げのためのものであり、その参加者の一人にザロモンがいた。岡田は、その「集会」が『母性』から切り離された『社会的なるもの』を知性と感覚を動員して学べる場」と位置付ける。その開設20年後の1913年刊行の『社会事業活動の20年』のなかにも、かの「呼びかけ」が登場する。

理論面の教育に関しては、無用の長物のようなものを新たに教える女性教育ではありませぬ。講義が自己目的になつてはいけなひのです。講義は、思慮ある、計画的な実践活動をしてみたいと、受講する方々を喚起させていく目的のための手段なのです。⁽²⁸⁾

「呼びかけ」は、集会参加者に講義を提供すること、さらにその講義が「社会事業 (Soziale Hilfsarbeit)」の実践に向けた、促しの教育内容であることを伝えるのである。

この「集会」が、1893年設立とされる「ベルリン女子社会事業学校」の契機となる。

後に、1908年「女子社会社会福祉専門校」として再編成されると、ザロモンは初代校長に就任する。それは、今日の「アリス・ザロモン専門単科大学」の前身である。⁽²⁹⁾

「母性」は、「家族の愛」、「母の愛と保護」など、家族や家庭との結びつきを特徴とする。ザロモンは「社会的なもの」の導入によってそれに女性を繋ぎ止め、自然的な「母性」的關係から文化的な関係へと転回させようとするようである。家族的関係から社会的関係への解放、それは父性と母性による家族の拡張 (= パターナリズム) に対抗するザロモンの重要な戦略でなかったか。また、「市民主導型ボランティア組織」⁽³⁰⁾ への促しにおいて「講義」、つまり教育を必要としたのは、まさに社会的市民教育を志向してではなかったか。その意味において、「講義」による教育が極めて重要な意義を有したのである。その「社会的」という用語は当時の時代的なキーワードでもあった。ザロモン自身の著書のなかで、改めて、「社会的なもの」と「教育」との関係を問うてみたい。

まず、ザロモンにおける社会福祉事業と教育、つまり家庭教育とは異なる社会教育との関係についてである。

かの貧困の時代において、重大な生活の損傷を受けるのは女性であり、障害のある人、あるいは老人である。子どもを抱える寡婦には特に生活環境は過酷でさえある。

貧困な未亡人は生活保護事業によって扶助されるのみならず、彼女らの能力を教育し、開発することによって、少なくとも部分的には生計をたてる能力をもつようにすることが試みられるであろう。⁽³¹⁾

もう一つ、別のパラグラフから数行を抽出してみたい。

福祉事業は建設的であることができる。たとえば、福祉事業は、すべての人の才能を完全に発展させる可能性を与える社会教育事業をおこすことができる。⁽³²⁾

ザロモンは、福祉事業は「社会教育事業」を起こしうるのだといい、さらにその内実はその人の「能力を教育し、開発すること」であり、すべての人の「才能を完全に発展させる可能性を与えること」、だというのである。ここには、困窮者に金銭や生活物資を提供することをもって「善し」、とする実践への批判的受容とそれへの対抗的姿勢が「社会教育」の提示に表現されているように思える。

かの「社会教育」の用語は、わが国では公民館などの学校教育とは対比される場所における自主的学びを思い起こさせる。だが、ドイツにおける「教育 (Erziehung)」 「学習 (Bildung)」の意味する内容とは大きな相違があり、少し説明を要する。

たとえば、ザロモンの著書に見える「Fürsorgeerziehung」は「Fürsorge」と「Erziehung」の合成名詞である。前者はキリスト教的な援助を意味し、後者は教育である。この教育は、さらに「得る (Er)」と「引き出すこと (Zierung)」、ziehen という動詞の名詞型である。したがって、「教育」は体罰を用い強権的に教え込むことではない。個々の能力を引出してその身体に宿らせるのである。

「Volksbildung」は、訳書では「社会教育」の邦訳が充てられている。これも、「Volk」と「Bildung」の合成語である。前者は国民・民族・民衆などに訳される。後者の「Bildung」は、教養・学習・形成・教育などに訳出されるが、学習センターの学習はこの用語、「ビルトUNK」である。この語をもう少し深く掘り下げると、ドイツの文豪ゲーテの「自己形成 (Bildung)」に出会える。⁽³³⁾ 要点のみを示すと、形成とは、多くの人や様々なことがらにぶつかりながら、円錐状に能力を高めていく形状を示している。それら様々な遭遇が人の歩む過程である。

A. ゴロモンに話を戻したい。

その著書には極めて明瞭に「社会的なもの」が強調されている。

労働階級の連帯責任の思想と同じく、19世紀の終わりに再び盛んになった社会的傾向 (= soziale Welle) は、それらが生まれてきた地盤あるいはそれらが何らかの仕方で養われた地盤を、すべての人間が兄弟であるという宗教思想のうちに見出すのである。⁽³⁴⁾

“social”という言葉は本来国家の権威に基づく支配権に対して、社会の各成員の同等の権利を表現するために使われたものである。 - - 労働者の保護に対する国家の措置を社会政策と呼ぶ。そして虐げられた無産階級を引き上げるために努力した福祉事業 (Wohlfahrtspflege) による措置を社会援助 (soziale Hilfe) あるいは社会事業 (soziale Arbeit) と呼んできた。⁽³⁵⁾

ここで、ゴロモンは極めて重要なことを語っている。まず、包括的に「福祉事業 (Wohlfahrtspflege)」、その具体的な活動を、対人への「社会援助 (soziale Hilfe)」と対環境への「社会事業 (soziale Arbeit)」に区別した。後者の「社会事業」に関しては今日では「ソーシャルワーク」と訳語を充ててもよい。ゴロモンの活動したこの時代において、社会保険制度とソーシャルワークが開始されたこと、改めて確認をしたい。

そして、ゴロモンはこう語ることを忘れてはいない。これらの用語方法のなかで特に「社会的なこと」は、そうした時代の人々の連帯と援助の活動が、とくに国家との相対的な区別のもとに意識される、その「社会的 (soziale)」連帯とともに成立したということ。

再び「ベーテル」へ

A. ゴロモンの著書『社会福祉事業入門』から一文をここに引いてみたい。

プロテスタント的な愛の活動のうちにはとくにボーデルシュヴィンクの活動も挙げられなければならない。彼は60年代に失業者、浮浪者、癲癇病者のための施設をビーレフェルトにつくった。⁽³⁶⁾

「ベーテル」については、すでに3章で紹介した。社会福祉事業の多くをキリスト教団体が担った。「ベーテル」を起こした牧師 F.V. ボーデルシュヴィンクの社会事業もその証左である。いま一度、彼の創設した「ベーテル」に立ち還り、社会事業の根柢たる社会教育的視点を検証したく思う。なによりも注目したいのは、「施しより仕事を」、という開設以来、というこの理念についてである。

公式には、「フォン・ボーデルシュヴィンク総合医療・福祉施設ベートル」と呼ばれる。ベートルの関連する施設はドイツ各地に15カ所あり、そのベッド数23,000床、ベートルの利用者は約150,000人、サービスを支えるスタッフは約15,700人、さらに年間総売上額は9億ユーロ、現金の寄付額は2,300万ユーロに及ぶ。ここには、専門職として、看護・介護職員とともにソーシャルワーカーが配置されている。「施しより仕事を」というこの理念を現実化するのには、直接はこうしたソーシャルワークの職務に関わる。

「仕事」は強制ではなく、個人の意思に基づいている。当然のことながらその成否はソーシャルワークの推進にあたっての倫理、あるいは基本的な心構えに係っているように思える。私のインタビューした社会教育学士のソーシャルワーカーは、その点を実に丁寧に説明したのである。その一端を示すことにする。⁽³⁷⁾

私はあなたを手伝っていいですか？

B氏は窓際を背にして、両手を下においてその上に座る。その姿勢において、両手が不自由というメッセージを伝える。こう発言する。「私は、ただ座っただけでしょ。」でも、座り方がメッセージの内容である。「不自由」であっても、可能な限り自分で、自分のことを行う。ソーシャルワーカーの関わり方のことでありながら、B氏はそれを一般化しながら続ける。

してはいけないのは、座っている人を、その人の意思なしに立ち上がらせることである。したがって、まず、「あなたは私が手伝うことを許しますか？」と尋ねる。そのことは、とB氏は確認しつつこう続ける。「座っている人は、手伝おうとする人の上司であり、その命令に従うことです」。そして、続ける。「どうやって、手伝って欲しいですか？」、と尋ねなければならない。手伝うことができるかどうか、さらにどのように手伝いができるか、その連続した問いが「自己決定」へのソーシャルワーク的支援なのである。

私なりの解釈を加えたい。

ソーシャルワーカーB氏は、ソーシャルワークでの基本的な姿勢を、両手が不自由な援助の必要な人で表現し、他方でソーシャルワークでのその関わりを示そうとする。身体と言語においてである。しかも、そのメッセージは言語をことにする日本人に対してである。

注目すべきことはB氏が一貫して、その言語を「疑問型」で語ったことである。だから、援助の必要な人は「上司」と例えたのである。ソーシャルワーカーの私は、あなたに、すべきことの、許可を求めるのです。B氏は援助の開始とその内容を決めるのは、「他者」である、と説いたのである。

その人の好む仕事を準備すること

「ベートル」には実に様々な仕事が生み出されている。一人ひとりが異なるのであるから、そのそれぞれの特性に応じた「仕事」が生み出される。仕事を始めるか、その内容は、障害のある人が決めるのである。だから、ごく当然にも人の多くなれば、仕事の種類も拡大する。つまり「ものづくり」「アート」「古切手の活用」「郵便局」、等である。

社会保障給付への依存、支援への依存、施設への依存、「依存」に頼る生活からの自由は可能なのか？社会的サービスは欠かせない。社会サービスの活用のもとで仕事による自立へ。その状況は一人ひとりの課題である他にはない。一般化して応える性格の設問ではない。だが一人ひとりを支え、一人ひとりへの仕事の提供、それは環境整備の根本と言えそうである。

すべての人と一緒に暮らすこと

すべての人には障害がある、これは「ベーテル」の開設時から変わらぬ理念である。ここでは、障害のある人と障害のない人という区別の付け方ではなく、重い障害があるのか、軽い障害があるのか、という見方を重視する。「障害」を特別視しない。障害の軽い人へのメッセージは、「みんな同じ人間です」。一緒に活動することが、「障害」の境界の壁を低くし、あるいは消すこともできる。

ソーシャルワークの職務範囲は実に広範囲であり、しかも「ボランティア養成」「ホスピスボランティア養成」「施設内虐待防止」など、その職務内容は極めて多岐に亘る。そのなかで特に印象深いのは、「社会教育学ソーシャルワーク」に関する発言であった。その内容をまとめると、こう表現できる。

「その人のできることは何か、まずそのできることが知りたい」「手伝いますか、という質問はできないことを尋ねことを知ること」「すべての人にはその人固有な能力があります」「その固有な能力を見つけて、引き出すことです」「それが極めて重要な支援のあり方です」「施しよりも仕事、それは個人の能力を伸ばすことです」⁽³⁸⁾

仕事に人を合わせるのではない、その人に「仕事」を合わせること、その普遍的な理念を掲げてソーシャルワークは歩む。1人ひとりへの仕事づくりは、ごく普通に2年間に及ぶ。それに、社会的支援の助成が応ずるのである。

結

一般的に言えば、ドイツにおける「ソーシャルワーク」は、社会教育学的ソーシャルワークと社会的ワークというソーシャルワークという二つの概念における「上位概念」である。だが、仔細に検証すれば、「上位概念」としてのソーシャルワークは名前だけであり、実践的には、依然として「二つのソーシャルワーク」は生き続けているのである。とくに、ドイツ語の「soziale Arbeit」としてのソーシャルワークに解消されてはならない、そうした趨勢を感ずるのである。

EUでの統一基準への準拠としての高等教育の改革、それはなお、改革の「改革」が今日的な課題とさえ言われる。統一への傾斜が強いほど、ヨーロッパでは地域的独自性が強く強調される。だからこそ、面積の小さなヨーロッパにおいてそれぞれの文化が、「地域」としてのアイデンティティを維持し続けているのである。

注

- (1) ハンナ・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年、44 - 45頁
- (2) 川越・姫岡・原田・若原編著『近代を生きる女たち—19世紀ドイツ社会史を読む—』未来社、1990年、30 - 39頁
- (3) 『近代を生きる女たち—19世紀ドイツ社会史を読む—』前掲書、27頁
- (4) フンク・カロリン「フンボルトの悪夢？ボローニャ・プロセスとドイツにおける大学教育改革」（『欧米文化研究』第16号、2009年、所収）19頁
- (5) Webster's New Twentieth Century Dictionary, 1977
- (6) Michael Galuske, “Methoden der Sozialen Arbeit eine Einfuehrung,” “Grundlagentexte Sozialpädagogik/Sozialarbeit,” Hrsg.von Tomas Rauschenbach , 8.Auflage 2009
- (7) “Mothoden der Sozialen Arbeit eine Einfuehrung,” ebenda. SS.163-165.
- (8) Dieter Kreft・Ingrid Mielenz (Hrsg.), “Wörterbuch Soziale Arbeit”, Juventa Verlag,6., überarbeitete und aktualisirrte Auflage 2008, SS.776-777
- (9) ebenda,S.777.
- (10) “Methoden der Sozialarbeit”,ebenda,163
- (11) Werner Thole[Hrsg] “Grundriss Soziale Arbeit” VS Verlag,2010,SS.79-80、春見静子、前掲書 81 頁。杉原薫「前世紀転換期ドイツにおける女子社会事業専門教育について—「ベルリン女子社会事業学校」を中心に—」（『社会事業史研究』第36号、2009年）も参照
- (12) Dieter Kreft,Ingrid Mielenz[Hrsg] “Wörterbuch Soziale Arbeit” ,6.Auflage, Juventa Verlag,2008, S.776
- (13) “Grundriss Soziale Arbeit” 前掲書、SS.23-24
- (14) 『ドイツ社会保障総覧』ぎょうせい、1頁
- (15) “Grudriss Soziale Arbeit” 前掲書、S.77
- (16) 『近代を生きる女たち—19世紀ドイツ社会史を読む—』前掲書、とくに 60 - 173 頁参照
- (17) 坂井州二『ドイツ人の老後』法政大学出版局、1991年、201-204頁
- (18) マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』[上巻]（梶山力・大塚久雄訳、岩波書店、1980年95頁）MaxWeber “Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie” ,Bd I、.Mohr,Tübingen,1920 ,S63.
- (19) 同上、67頁
- (20) 拙著『質を問う時代の公共性—ドイツの環境政策と福祉政策—』ナカニシヤ出版、2007年、00頁
- (21) Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung[Hrsg.]” Üebersicht über das Sozialrecht” 1995,S.621
- (22) 同上、S.627
- (23) 春見静子「ヨーロッパ大学圏の形成とドイツのソーシャルワーカー養成の転換」（『医療福祉研究』第3号、2007年、所収）を参照されたい。
- (24) フンク・カロリン「フンボルトの悪夢？ボローニャ・プロセスおドイツにおける大学教育改革」前掲書 19 頁、また、木戸裕「ボローニャ・プロセスと高等教育の質保障—ドイツの大学をめぐる状況を中心に—」（広島大学高等教育研究開発センター『大学教育質保証の国際比較』2011年所収）も参考されたい。なお、修士修学については小論では扱わない。

- (25) <http://www.fh-duesseldorf.de/a-schuler-undstudieninteressierte/studienangebot/ba,2014>
ソーシャルワーク デュッセルドルフ大学では、2007年に学際的メンバーからなる委員会が発足して、モジュール式履修に転換したという。同大の教員クリスチャン・ブレック氏へのインタビューによる。(2010年10月25日、デュッセルドルフ大学にて)
- (26) Vorstand der Arbeitsgemeinschaft für Kinder-und Jugendhilfe e.V. "SozialArbeit in Bachelor-Master-Studiengaengen :Kompetenzen von Fachkräften-Erwartungen von Anstellungstraegern", Wiesbaden, Maerz, 2009
- (27) 岡田英巳子「比較ソーシャルワーク教育史上の『母性』とその『社会的なるもの』の位置づけ—A. ザロモンのボランティア・グループの事例を通して—」(『人文学報』No.469, (社会福祉学 29) 2012年、所収)、15頁
- (28) 同上、25頁、傍点岡田。
- (29) なお、春見静子「ヨーロッパ大学圏の形成とドイツのソーシャルワーカー養成の転換」前掲書、81頁、杉原薫「前世紀転換期ドイツにおける女子社会事業専門教育について」前掲書、141頁、併せて参照されたい。
- (30) 岡田英巳子、前掲書、25頁
- (31) アリス・ザロモン『社会福祉事業入門』増田道子・高野晃兆訳、岩崎学術出版社、1972年、41頁 (Alice Salomon, "Leitfaden der Wohlfahrtspflege" Leipzig und Berlin, 1921, S.24)
- (32) 同上。
- (33) 斎藤孝『身体感覚を取り戻す—腰・ハラ文化の再生—』日本放送出版協会、2000年、195-202頁
- (34) アリス・ザロモン『社会福祉事業入門』前掲書、13頁、"Leitfaden der Wohlfahrtspflege" 前掲書、S.7)
- (35) アリス・ザロモン、前掲書 34頁、および原書 S.19
- (36) アリス・ザロモン、前掲書 98頁、および原書 S.56
- (37) 2010年10月29日、インタビューイはヘルムート・バウエル、2012年3月3日インタビューイはウーバ・ドロッセルマイヤー、場所はいずれも「ベーター」本部である。
- (38) "Wörterbuch Sozial Arbeit"、前掲書 S.776